

古代アメリカ学会会則

制定	1997年	4月	1日
改定	2000年	5月27日	
	2001年	6月16日	
	2003年	11月29日	
	2004年	4月18日	
	2006年	12月25日	
	2010年	10月	1日
	2011年	12月	3日
	2012年	12月	1日
	2015年	1月	1日
	2015年	12月	5日
	2017年	1月	1日
	2019年	1月	1日
	2019年	11月30日	
	2021年	1月	1日
	2023年	1月	1日
	2025年	1月	1日
	2026年	1月	1日

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は古代アメリカ学会（英語 Japan Society for Studies of Ancient America、西語名 Sociedad Japonesa de Estudios sobre la América Antigua）と称する。

第2条 (目的)

本会は南北アメリカ先史学・考古学ならびにその関連分野を研究する者が、活発な意見・情報の交換を通して互いの研究の深化と知見の拡大をはかり、日本における当該研究の発展に寄与することを目的とする。

第3条 (事業)

本会は前記の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (一) 研究発表のための定期的な会合の開催
- (二) 会誌および会報の発行
- (三) 本会の目的を達成するために必要なその他の事業

第4条（事務局）

本会は、事務局を南山大学第一研究棟4階（所在地 愛知県名古屋市中区山里町18）に置く。

第2章 会 員

第5条（資格）

本会の会員は、南北アメリカ先史学・考古学ならびにその関連分野を研究し、かつ本会の目的および事業の趣旨に賛同する者で、役員会が入会を承認した者とする。

第6条（種別）

本会の会員は、次の通りとする。

- (一) 一般会員
- (二) 学生会員
- (三) シニア会員 年齢65歳以上で常勤職に就いてなく、かつ本学会もしくは前身である古代アメリカ研究会の在籍年数が20年を超える会員で、本人によるシニア会員の申請が役員会によって承認された者。また申請する年度までの会費が完納されている者。
- (四) ジュニア会員 中・高校生のみを対象とする。

第7条（権利）

本会会員は以下の権利を有する。

- (一) 総会に出席する権利
- (二) 会誌に投稿する権利
- (三) 研究発表のための定期的な会合において発表を行う権利
- (四) 会報の配布を受ける権利
- (五) 会報に情報・連絡事項を掲載することを要請する権利
- (六) 会誌の配布を受ける権利

ただし、シニア会員およびジュニア会員は決議権のないオブザーバーとしてのみ総会に出席することができる。

第8条（入会）

本会に入会を希望する者は、その旨を本会事務局に申し出た後、本会役員会において承認を受けるものとする。なお、ジュニア会員については、入会および会費の支払いに関する保護者の同意を得るものとする。

第9条（機関誌の配布等）

会誌の配布は、第7条、及び本条2項による他は、有償とする。会誌の頒価は発行の都度、

役員会にて決定するものとする。

- 2 研究機関等に対する会誌の配布は、その送付先の選定、送付方法など全て役員会の判断で行うものとする。

第10条（会費）

会員は、別に定める会費を納めなければならない。

第11条（退会）

本会の退会を希望する者は、その旨を本会事務局に申し出るものとする。

第12条（除名）

役員会は、会員が次の号に該当する場合、議決をもってこれを除名することができる。

- (一) 会費を連続して2年間、無届けで滞納した場合
- (二) 本会の名誉を著しく傷つけた場合

第13条（役員）

本会は、次の役員をおくものとする。役員は役員会を構成する。

- (一) 会 長 1名
- (二) 代表幹事 1名
- (三) 事務幹事 1名
- (四) 運営委員 11名以内
- (五) 監査委員 2名

- 2 本会役員は、必要と認められたときには、複数の役職を兼務することができる。ただし、いずれの役職も監査委員との兼務は、これを認めない。

第14条（役員を選出）

会長および監査委員は、会員の投票により選出するものとする。

- 2 代表幹事、事務幹事、運営委員およびその担当会務は、会長がこれを任命するものとする。
- 3 第1項の投票による選出については、別に選挙管理規程を定めるものとする。
- 4 シニア会員およびジュニア会員は役員選挙権および被選挙権を有しない。また両会員を事務幹事および運営委員に任命することはできない。

第15条（役員の職務）

会長は本会を代表し、会の運営・活動に関する対外折衝や申請を行うものとする。

- 2 代表幹事は、会長の職務を補佐し、会の運営・活動に関する職務を統括するものとする。
- 3 事務幹事は文書名簿の作成と発送、各会員の連絡など本会運営・活動に係る事務処理を行うものとする。
- 4 運営委員は別に定める会費の徴収と資産の管理を行なう会計、会誌の編集、会報の編集、会

の活動の広報、研究会開催等の会務を執行するため、各々の会務に必要な人数を担当として置き、会の運営・活動に関する職務を遂行するものとする。

5 監査委員は会計から提出される会計報告を監査するものとする。

第16条（役員任期等）

役員任期は、2年間とする。

2 役員がその職務を遂行することが実質的に不可能となった場合、会則第14条に従い、すみやかにその後任者を選出するものとする。ただし、選出された後任者の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 役員在任は、連続3期を限度とする。連続3期役員を経験したものは、次の1期は役員に就任することができない。ただし、第14条1項によって選出される役員については連続2期を限度とする。

第3章 総会・役員会

第17条（役員会招集等）

役員会は、必要に応じて、会長がこれを招集する。

2 役員3分の1以上から、議題を提示して請求があった場合、会長は役員会を招集しなければならない

3 役員会議長は原則として代表幹事とする。

第18条（総会開催）

定例総会は、年1回、会長がこれを招集する。

2 次の場合、会長は、臨時総会を招集する。

(一) 会長が必要と認めた場合

(二) 会員の5分の1以上から議題を提示して請求があった場合

3 総会議長・議事録署名人は総会において会員の中から選出するものとする。

第19条（総会決議事項）

次の事項は、総会に提出して、その承認を得なければならない。

(一) 事業計画および収支予算

(二) 事業報告および収支決算

(三) 監査委員の監査

(四) その他、役員会が必要と認めた事項

第20条（定足数）

総会は本会員の2分の1以上、役員会は役員2分の1以上の出席がなければ開催できない。ただし、あらかじめ提出された委任状をもって、出席者数に加算できる。

- 2 総会および役員会における決議は、会則第25条に定める他は、出席者の過半数をもって成立する。可否同数のときは、役員がその取扱いについて協議する。
- 3 シニア会員およびジュニア会員は定足数に含めない。

第21条（議事録）

総会および役員会において書記を務めたものは議事録を作成し、代表幹事がこれを保管する。総会および役員会における議事の要領および決議事項は、会員に通知する。

第4章 資産および会計

第22条（資産）

本会の運営ならびに事業は、会員より徴収した会費、会誌の売り上げなどの事業収入、寄付等によって行うものとする。

第23条（収支決算）

会計担当運営委員は会計年度末に収支決算を作成し、監査報告とともに、次年度の総会に提出し、会員の承認を求めるものとする。

第24条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わるものとする。

第5章 会則の変更

第25条（会則の変更）

この会則は、総会において、その出席者の3分の2以上の賛成の議決によらなければ、変更することができない。

付 則

1. 本会の会費は、下記のとおりに定める。
一般会員年額 8、000円、学生会員年額 4、000円、シニア会員年額 6、000円、
ジュニア会員年額 2、000円
2. 本会則第10条ならびに前項の規定にかかわらず、役員会は特例措置として会費の減免について決定できるものとする。
3. 会費の改訂は、役員会の提案に基づき、会則第25条に従い、総会において決議するものとする。
4. 本会則は、1997年4月1日から施行する。
付 則
この会則は、2000年5月27日から施行する。
付 則
この会則は、2001年6月16日から施行する。
付 則
この会則は、2003年11月29日から施行する。
付 則
この会則は、2004年4月18日から施行する。
付 則
この会則は、2006年12月25日から施行する。
付 則
この会則は、2010年10月1日から施行する。
付 則
この会則は、2011年12月3日から施行する。
付 則
この会則は、2012年12月1日から施行する。
付 則
この会則は、2015年1月1日から施行する。
付 則
この会則は、2015年12月5日から施行する。
付 則
この会則は、2017年1月1日から施行する。
付 則
この会則は、2019年1月1日から施行する。

付 則

この会則は、2019年11月30日から施行する。

付 則

この会則は、2021年1月1日から施行する。

付 則

この会則は、2023年1月1日から施行する。

付 則

この会則は、2025年1月1日から施行する。

付 則

この会則は、2026年1月1日から施行する。